

## 法典地域包括支援センター藤原サブセンターの開設について

### 1. 概要

第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画において、地域包括支援センター等の充実の一環として、計画期間におけるサブセンターの設置を予定しておりました。

令和6年10月1日に設置した豊富・坪井地域包括支援センター小室サブセンターに引き続き、令和7年5月1日に法典地域包括支援センター藤原サブセンターを設置いたしました。

### 2. 法典地域包括支援センター藤原サブセンターの役割

サブセンターとは、地域包括支援センターの一部として支所的な役割を持ち、本センターと一体となって同等の業務を実施する機関になります。

法典地域包括支援センターについては東西に広いエリアを担当していますが、本センターはエリアの東側である東武アーバンパークライン馬込沢駅前にあることから、住んでいる場所によっては、センターまでアクセスがしづらいという声や、訪問に時間がかかるなどの声があります。

このため、エリアの西側にサブセンターを設置することが望ましいことから、西部福社会館内に設置いたしました。

### 3. 法典地域包括支援センター藤原サブセンターの所在地等

所在地：船橋市藤原3-2-15 西部福社会館1階

電話：047-407-1555

開設日：令和7年5月1日

備考：法典地域包括支援センターの受託法人（社会福祉法人千葉県福祉援護会）が居宅介護支援事業所を併設

